Limonium Mill.	カリブライトブルー	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第37830号 令和７年１月15日	〃	〃
Oryza sativa L.	ふくほっぺ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37907号 令和７年２月27日	〃	〃
Raphanus sativus L.	南九（なんきゅう）　パープル　No.1号（ごう）	学校法人南九州学園 宮崎県宮崎市霧島５丁目１－２	第37894号 令和７年２月25日	〃	〃
〃	南九（なんきゅう）　スプール　No.7号（ごう）	〃	第37895号 令和７年２月25日	〃	〃
Vitis L.	ブリラニーナ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37869号 令和７年２月３日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Raphanus sativus L.	南九（なんきゅう）　パープル　No.1号（ごう）	学校法人南九州学園 宮崎県宮崎市霧島５丁目１－２	第37894号 令和７年２月25日	宮崎県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
〃	南九（なんきゅう）　スプール　No.7号（ごう）	〃	第37895号 令和７年２月25日	〃	〃

○国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

逢初川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県熱海市伊豆山の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点と三十七点を令和三年国土交通省告示第千四百九十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三十七点と三十八点を令和五年国土交通省告示第八百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び一点と三十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°06′59.8777″	139°04′43.7804″
2	35°06′59.7916″	139°04′43.7973″
3	35°06′59.7717″	139°04′43.7510″
4	35°06′59.6622″	139°04′43.5360″
5	35°06′59.5268″	139°04′43.3455″
6	35°06′59.4055″	139°04′43.1973″
7	35°06′59.2502″	139°04′42.9990″
8	35°06′59.1683″	139°04′42.9702″
9	35°06′59.1000″	139°04′42.9401″
10	35°06′58.9228″	139°04′42.8682″
11	35°06′58.6149″	139°04′42.7432″
12	35°06′58.3149″	139°04′42.5914″
13	35°06′58.1138″	139°04′42.4498″
14	35°06′57.9490″	139°04′42.3352″
15	35°06′57.8200″	139°04′42.1678″
16	35°06′57.7429″	139°04′41.9908″
17	35°06′57.6986″	139°04′41.7393″
18	35°06′57.6951″	139°04′41.3497″
19	35°06′57.6692″	139°04′41.2120″
20	35°06′57.6163″	139°04′41.1048″
21	35°06′57.5378″	139°04′41.0132″
22	35°06′57.4389″	139°04′40.9570″
23	35°06′57.3802″	139°04′40.9187″
24	35°06′57.4420″	139°04′40.6430″
25	35°06′57.5050″	139°04′40.6618″
26	35°06′57.6745″	139°04′40.7628″
27	35°06′57.8137″	139°04′40.9167″
28	35°06′57.9142″	139°04′41.0991″
29	35°06′57.9394″	139°04′41.3427″
30	35°06′58.0235″	139°04′41.6214″
31	35°06′58.1923″	139°04′41.5528″
32	35°06′58.1082″	139°04′41.2564″
33	35°06′58.2340″	139°04′41.2036″
34	35°06′58.5641″	139°04′41.0387″
35	35°06′59.0366″	139°04′40.9969″
36	35°07′01.3192″	139°04′40.9293″
37	35°06′59.8273″	139°04′42.8890″
38	35°06′59.9732″	139°04′43.8553″

○国土交通省告示第四百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌